（別表）

ゴルファー緑化事業助成対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 内　　　　　　　　　　容 |
| 謝金 | 講師・指導者経費（講師・指導者の旅費・宿泊費を含む）(注1) |
| 使用賃借料 | バス・車両・機械等借上料、会場借上料など |
| 原材料費 | 苗木、支柱、肥料、標識、資材など　(注5) |
| 保険料 | ボランティア傷害保険、損害賠償保険など |
| 消耗品費 | 事務用品、インク代・器具・用具代、替え刃、燃料代など　(注5) (注7) |
| 印刷費 | 報告書・パンフ・チラシなどの作成に掛かる経費 |
| 通信費 | 郵送料、振込手数料、切手、ハガキなど　(注6) (注7) |
| 旅費 | 集合・解散場所から作業現場までの交通費　(注1) (注2) (注4) |
| 委託料 | 地拵・作業道等整備のため、一部を委託したもの |
| 食料費 | 助成対象外　(注3) |

注釈の内容

|  |  |
| --- | --- |
| (注1) | ボランティア活動に参加する会員・参加者の人件費・労賃・宿泊費・自宅から集合場所までの旅費は、助成金交付の対象とはなりません。 |
| (注2) | ホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費は、助成金交付の対象とはなりません。 |
| (注3) | 弁当などの食糧費（飲み物代含む）は、助成金交付の対象とはなりません。 |
| (注4) | 居住地から集合・解散場所までの旅費は、助成金交付の対象とはなりません。 |
| (注5) | 刈払機、チェンソー、デジカメ、パソコンなどの機械・器具・備品の購入は、助成金交付の対象とはなりません。 |
| (注6) | 商品券・図書券等の金券は、助成金交付の対象とはなりません。 |
| (注7) | 印刷費を除く事務費（事務用品や通信費）は、交付要望額（交付金額）の２０％以内としてください。 |